

奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例及び奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十一号

奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例及び奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正)

**第一条** 奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例(平成二十四年三月奈良県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同項第五号中「卒業した後」の下に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

(奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第二条** 奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例(昭和四十二年三月奈良県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第十二条第二号中「卒業した後」の下に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同項第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。